

平成31年度

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

（ 歳 入 ）

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）

21,807 千円

（ 歳 出 ）

○社会保障4経費その他社会保障施策に
要する経費の内、一般財源分

324,542 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に充当した社会保障財源化分交付金内訳】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳						
		特定財源			一般財源			
		国庫(道)支出金	地方債	その他	うち社会保障財源化分	その他		
社会福祉	社会福祉費	100,086	23,047	0	2,659	74,380	4,998	69,382
	老人福祉費	105,747	1,543	0	2,869	101,335	6,809	94,526
	児童福祉費	77,335	25,933	0	0	51,402	3,454	47,948
	障害福祉費	62,388	44,762	0	1,051	16,575	1,126	15,449
	小計	345,556	95,285	0	6,579	243,692	16,374	227,305
保健衛生	保健衛生費	72,938	368	0	300	72,270	4,856	67,414
	母子衛生費	10,254	1,674	0	0	8,580	577	8,003
	小計	83,192	2,042	0	300	80,850	5,433	75,417
合計	428,748	97,327	0	6,879	324,542	21,807	302,723	

平成26年4月1日からの消費税の引き上げに伴い、町の歳入である地方消費税交付金も交付税率が1%から1.7%に引き上げられました。

このうち0.7%の引き上げ分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費（社会福祉・社会保険・保健衛生）に充当することとされていることから、町では上記のとおり充当しました。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分（社会保障財源化分）の充当については、地方交付税法第24条の4に基づく総務省からの技術的な助言により、予算書や決算書の説明資料等に明示するものとされているものです。